

4月から施設使用料などを改定します

平成29年4月1日以後の使用料を、次のとおり改定します。

【料金改定のポイント】

- (1)新設の中央公民館多目的ホールについて、使用料を定めます。
- (2)昼間と夜間で差のあった使用料を均一化します。
- (3)勤労福祉センター（エスペランス丸山）の使用料について、午前・午後・夜間の区分から1時間単位に変更します。
- (4)丸山公園の夜間照明設備の使用料を、30分単位とします。
- (5)使用時間が1時間未満の場合または使用時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数を1時間とします。

中央公民館

■問い合わせ先

社会教育課公民館係 ☎(48)1111（内1500・1501）

【本館】

使用施設	新使用料 1時間につき
集会室102	190円
町民娯楽室103	570円
研修室201	380円
研修室202	380円
和室203	190円
調理実習室204	570円
視聴覚室205	380円
大会議室301東	380円
大会議室301西	380円
研修室303	190円
研修室304	380円
研修室305	380円
研修室307	190円
研修室308	380円

【多目的ホール】

使用施設	新使用料 1時間につき
ホール	2,160円
設備	階段式座席 1使用につき 8,640円
	ピアノ 1使用につき 2,160円
練習室1	570円
練習室2	570円

※ 冷暖房設備を使用する場合は、この表の使用料に20パーセントを増した額とします。ただし、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。（中央公民館多目的ホールの設備については、適用しません。）

地区公民館

■問い合わせ先

社会教育課公民館係 ☎(48)1111（内1500・1501）

【宮津公民館】

使用施設	新使用料 1時間につき
講堂	760円
研修室	380円
会議室	380円
第1集会室	380円
第2集会室	220円
第3集会室	380円
調理実習室	760円

【板山公民館】

使用施設	新使用料 1時間につき
講堂	760円
第1集会室	380円
第1会議室	220円
第2会議室	220円
調理実習室	540円
小集会室	220円

【草木公民館】

使用施設	新使用料 1時間につき
講堂	1,140円
研修室	380円
第1会議室	380円
第2会議室	540円
第3会議室	220円
調理実習室	760円